

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)				変更後				変更理由	
表リー1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容	表リー1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容	設置場所	名称	員数	変更内容	設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	改造	工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	改造	消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	<u>変更なし</u>		緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	<u>改造</u>		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設		緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請		緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設		緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設		
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし		非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし		
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし		非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設		非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	撤去及び改造 <u>変更なし</u>		自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	<u>撤去、増設</u> 及び改造 <u>変更なし</u>		
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし		消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし		
	消火設備 消火器	1式	増設		消火設備 消火器	1式	増設		

*1：屋外に設置

*1：屋外に設置

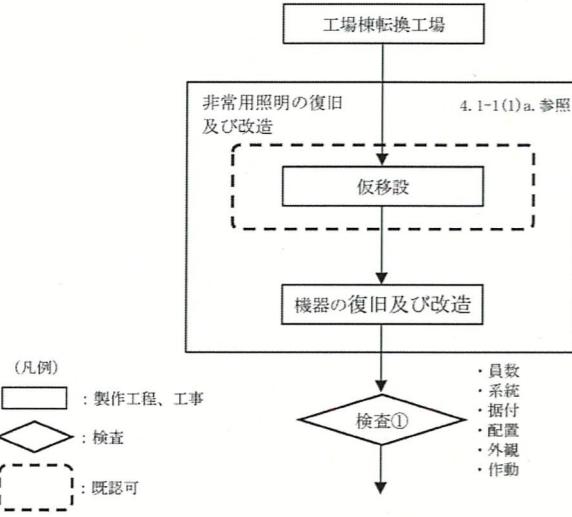
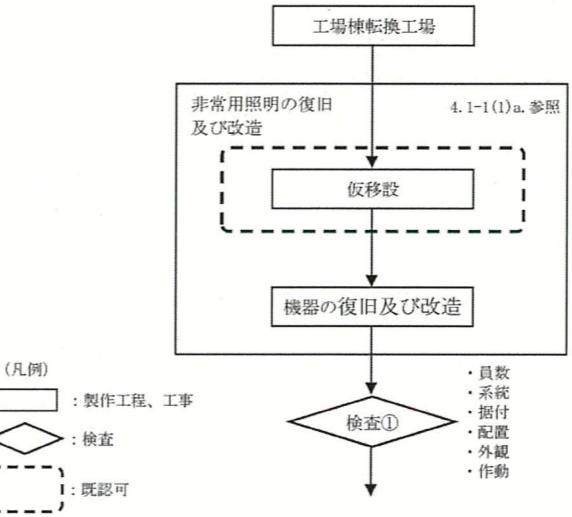
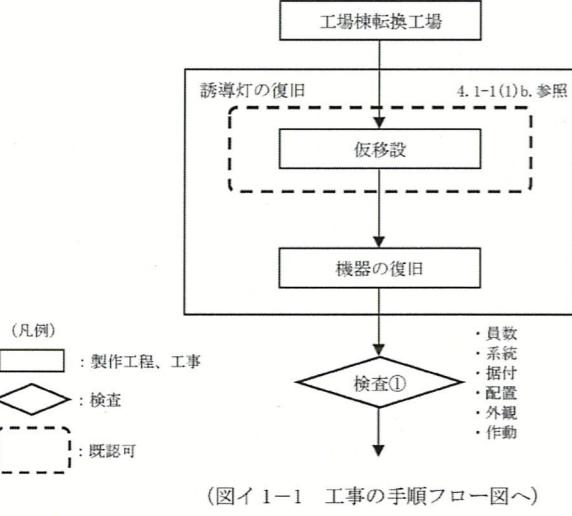
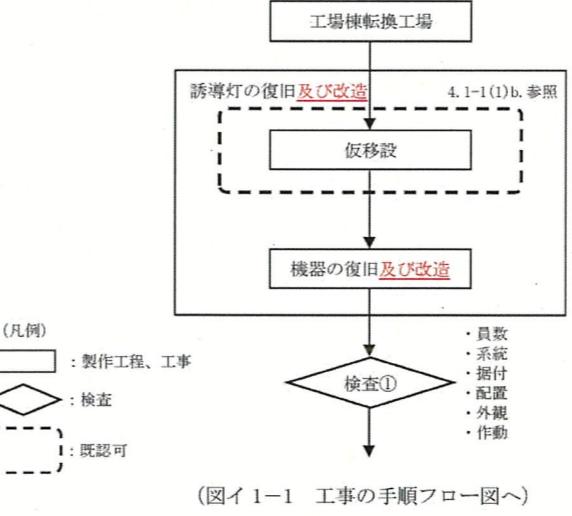
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)				変更後				変更理由
表リ-8 その他の加工施設 付属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容				表リ-8 その他の加工施設 付属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容				
設置場所	名称	員数	変更内容	設置場所	名称	員数	変更内容	
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし		緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設		緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請		緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設		緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし		非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし		非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設		非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造 変更なし		自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造及び増設 変更なし	
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし		消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設		消火設備 消火器	1式	増設	

*1：屋外に設置

*1：屋外に設置

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 非常用設備</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するよう工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するよう品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図イ1-1参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}:図リ建-1~3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}:図リ建-1~3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設:図リ建-1~3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設:図リ建-50~52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設:図リ建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}:図リ建-12~14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}:図リ建-12~14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}:図リ建-12~13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造^{注6)}:図リ建-23~25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}:図リ建-36~38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p>	<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 非常用設備</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するよう工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するよう品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図イ1-1参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}:図リ建-1~3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造^{注2)}:図リ建-1~3に示す仮移設した誘導灯の復旧及び改造により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設:図リ建-1~3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設:図リ建-50~52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設:図リ建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}:図リ建-12~14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}:図リ建-12~14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}:図リ建-12~13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造^{注6)}:図リ建-23~25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}:図リ建-36~38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p>	 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
 <p>(図イ1-2 工事の手順フロー図へ)</p>	 <p>(図イ1-2 工事の手順フロー図へ)</p>	<p>図リ1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図</p> <p>図リ1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図</p> <p>図リ1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造の手順フロー図</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造の手順フロー図</p>	<p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造の手順フロー図</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト1-3参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}: 仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}: 仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設: 図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設: 図リ建-57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設: 図リ建-57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}: 図リ建-22に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}: 図リ建-22に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}: 図リ建-22に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造^{注6)}: 図リ建-34に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}: 図リ建-46に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査: 図リ建-35に示す変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>注): 注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可</p> <p>4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト1-3参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}: 仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}: 仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設: 図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設: 図リ建-57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設: 図リ建-57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}: 図リ建-22に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}: 図リ建-22に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}: 図リ建-22に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、<u>増設</u>及び改造^{注6)}: 図リ建-34に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、<u>増設</u>及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}: 図リ建-46に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査: 図リ建-35に示す変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>注): 注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可</p>		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図</p>	<p>(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)										変更後										変更理由																		
施設名稱			設置場所			名称			変更内容			員数			外観 (注1)			寸法			配置			材料			系統			作動			据付			着底		
化学処理施設	屋外	工場棟	転換工場			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
成形施設	屋外	工場棟	成型工場			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
粗立施設	屋外	付属建物	第2核燃料倉庫			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	管理棟			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	放射線管理棟				改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
その他の加工施設	屋外	付属建物	放射線管理機能室			新設		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
転換加工室、原料倉庫、前室、付帯設備室、廻収物処理室、チエックターンク室、分光分析室、機械室、計器室、フィルタ室、屋外	屋外	付属建物	除染室・分析室			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用照明			改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
緊急対策設備(1)	屋外	非常用設備	誘導灯			変更なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備設備(3)	屋外	非常用設備	非常用通報設備			安全避難通路		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用通報設備			放送設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火止水用			搬入運送設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火警設備及びそれに連動する警報設備			搬出及び改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用通報設備			通信連絡設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火栓			消防設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
非常用設備	屋外	非常用設備	消防器			増設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
(注1) : 外観検査 (①機器の外観)																																						
施設名稱			設置場所			名称			変更内容			員数			外観 (注1)			寸法			配置			材料			系統			作動			据付			着底		
化学処理施設	屋外	工場棟	転換工場			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
成形施設	屋外	工場棟	成型工場			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
粗立施設	屋外	付属建物	粗立工場			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	第2核燃料倉庫			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	付属建物	管理棟			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
その他の加工施設	屋外	付属建物	放射線管理機能室			新設		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
転換加工室、原料倉庫、前室、付帯設備室、廻収物処理室、チエックターンク室、分光分析室、機械室、計器室、フィルタ室、屋外	屋外	付属建物	除染室・分析室			改造		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用照明			改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
緊急対策設備(1)	屋外	非常用設備	誘導灯			変更なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備設備(3)	屋外	非常用設備	非常用通報設備			安全避難通路		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用通報設備			放送設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火止水用			搬入運送設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火警設備及びそれに連動する警報設備			搬出及び改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用通報設備			通信連絡設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	非常用火栓			消防設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
非常用設備	屋外	非常用設備	消防器			増設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
(注1) : 外観検査 (①機器の外観)																																						
施設名稱			設置場所			名称			変更内容			員数			外観 (注1)			寸法			配置			材料			系統			作動			据付			着底		
化学処理施設	屋外	工場棟	転換工場			改造																																

変更対象を黒文字下線もしくは黒線引い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線引いで示す。

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名	設置場所	名称	変更内容	員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	検査室・分析室 分析室、除染室 (2)、屋外 作業室(2)、屋外	非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路 便(内部流水止水用)	増設	—	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 緊急対策設備(3) 非常用設備 非常用通報設備	新設	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 非常用設備 非常用通報設備	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		放送設備	放送設備	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		通信連絡設備(電話設備)	通信連絡設備(電話設備)	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 自動火災報知設備	非常用設備 自動火災報知設備	—	—	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		非常用設備 消防栓	非常用設備 消防栓	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		消火器	消火器	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

529

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名	設置場所	名称	変更内容	員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	検査室・分析室 分析室、除染室 (2)、屋外 作業室(2)、屋外	非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路 便(内部流水止水用)	増設	—	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 緊急対策設備(3) 非常用設備 非常用通報設備	新設	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 非常用設備 非常用通報設備	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		放送設備	放送設備	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		通信連絡設備(電話設備)	通信連絡設備(電話設備)	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		非常用設備 自動火災報知設備	非常用設備 自動火災報知設備	—	—	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		非常用設備 消防栓	非常用設備 消防栓	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —
		消火器	消火器	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	— —	— —	○ ○	— —

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

529

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-i. 外壁サイディング補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 配置 外観	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃生材であること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの配置が申請内容とのおりであること。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。
1-j. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 鋼扉及びシャッタ穴埋	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉の外形寸法を所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃生材であること。 鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。
1-k. 鉄扉及びシャッタ穴埋	検査① 材料 寸法 外観 検査② 材料 寸法 外観 検査③ 鋼扉及びシャッタ穴埋	サイディングの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃生材であること。 鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。

580

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-i. 外壁サイディング補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 配置 外観	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法が不燃生材であること。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃生材であること。
1-j. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 鋼扉及びシャッタ穴埋	サイディングの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの外形寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの断面寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの配置が申請内容とのおりであること。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。

560

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-i. 外壁サイディング補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 配置 外観	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法が不燃生材であること。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃生材であること。
1-j. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 鋼扉及びシャッタ穴埋	サイディングの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とのおりであること。 サイディングの外形寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの断面寸法が申請内容とのおりであること。 サイディングの配置が申請内容とのおりであること。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。 サイディングの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-1. 焼附補強	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	鉄筋補強材の材質、強度を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋補強材が不燃性材料であること。 鉄筋補強材の断面寸法を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
2-2. 烧附交換	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	鉄筋及び焼附強材に有害な及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋の材質、強度が申請内容どおりであること。 鉄筋及び焼附強材に有害な及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
2-3. シャンクタ改造	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	鉄筋の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄筋が所定の場所に設置されることと施工業者の品質記録により確認する。 鉄筋に有害な及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-4. 折板追設補強	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	シャンクタの材質、強度を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 シャンクタが所定の場所に設置されることと施工業者の品質記録により確認する。 シャンクタに有害な及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。

585

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-1. 焼附補強	検査① 検査②	材料 寸法 折付	鉄筋補強材の材質、強度を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋補強材の材質、強度が申請内容どおりであること。 折板の外形寸法が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。
2-2. 烧附交換	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	鉄筋補強材の断面寸法を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄筋及び焼附強材の外形寸法を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。
2-3. シャンクタ改造	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	シャンクタの材質、強度を『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。 シャンクタが所定の場所に設置されることと施工業者の品質記録により確認する。
2-4. 折板追設補強	外観 検査① 検査②	材料 寸法 折付	折板の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 折板の厚み寸法が『鋼材検査正明書（ミルシート）』により確認する。

565

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-a.エキスパンションジョイント改修	検査① 材料 寸法	透設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりである。 透設カバー、止水シート及びカバー（屋外）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	透設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりである。 透設カバー、止水シート及びカバー（屋外）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
4-b.鉄扉交換	検査② 配置 外観	エキスパンションジョイントの配置を施工者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイントへの配置が申請内容のとおりであること。 外観検査を実施する。	エキスパンションジョイントに有害な腐及び変形がないこと。 外観の外形寸法が施工業者の品質記録により確認する。
	検査① 材料 寸法	外覗が所定の基準に符合していることを施工業者の品質記録により確認する。	外覗の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 摺付 外観	外覗に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	外覗に有害な腐及び変形がないこと。

560

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-a.エキスパンションジョイント改修	検査① 材料 寸法	透設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 透設カバー、止水シート及びカバー（屋外）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	透設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりである。 透設カバー、止水シート及びカバー（屋外）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
4-b.鉄扉交換	検査② 配置 外観	エキスパンションジョイントの配置を施工者の品質記録により確認する。 外覧検査を実施する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。 外覧の外形寸法が申請内容のとおりであること。
4-c.鉄扉補強	検査① 材料 寸法	外覧が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	外覧の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	外覧に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	外覧に有害な腐及び変形がないこと。

569

変更後

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査①②	検査③	
6-a. 膜新設補強	材料 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-a. 膜新設補強	寸法	寸法	膜内内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	膜内内の寸法が申請内容のとおりであること。
6-a. 膜新設補強	材料	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
6-a. 膜新設補強	材料 寸法 配置 外観	材料 寸法 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視による確認する。	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 コンクリートの材質が申請内容のとおりであること。 耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な腐及び変形がないこと。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な腐及び変形がないこと。
6-b. 鋼構打ち増強	材料 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-b. 鋼構打ち増強	寸法	寸法	膜内内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	膜内内の寸法が申請内容のとおりであること。
6-b. 鋼構打ち増強	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	塗料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 塗料が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 塗料に有害な腐及び変形がないこと。	塗料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 塗料が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 塗料に有害な腐及び変形がないこと。
6-c. 鋼骨プレース新設	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査正証書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-d. 膜張面プレース追設	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査正証書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な腐及び変形がないこと。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な腐及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査①②	検査③	
6-a. 膜新設補強	材料 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査正証書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-a. 膜新設補強	寸法	寸法	膜内内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	膜内内の寸法が申請内容のとおりであること。
6-a. 膜新設補強	材料	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
6-a. 膜新設補強	材料 寸法 配置 外観	材料 寸法 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視による確認する。	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールが施工されてい、電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールが施工されてい、電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が真直ぐに施工した耐火シールが施工されてい、新設した壁表面に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視による確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 耐火シールの材質が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な腐及び変形がないこと。
6-b. 鋼構打ち増強	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査正証書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-b. 鋼構打ち増強	寸法	寸法	膜内内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	膜内内の寸法が申請内容のとおりであること。
6-b. 鋼構打ち増強	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
6-c. 鋼骨プレース新設	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
6-c. 鋼骨プレース新設	寸法	寸法	膜内内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	膜内内の寸法が申請内容のとおりであること。
6-c. 鋼骨プレース新設	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査正証書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
6-d. 膜張面プレース追設	材料 寸法 外観	材料 寸法 外観	新設した壁表面に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視による確認する。	新設した壁表面に有害な腐及び変形がないこと。

変更後

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線引い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線引いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-g.外壁更新 (2/2:雨水処理室)	検査① 材料 寸法	AIC(質量気泡コングリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	AIC(質量気泡コングリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。 AIC(質量気泡コングリート)が不燃性材料であること。
検査② 材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	AIC(質量気泡コングリート)が不燃性材料であること。
検査③ 埋付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
6-h.鉄扉補強	検査① 材料 寸法 外観	AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及びALC(質量気泡コングリート)に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板及びALC(質量気泡コングリート)に有害な腐及び変形がないこと。
6-i.鉄扉交換	検査① 材料 寸法 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鋼板の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板が申請内容のとおりであること。
6-j.鉄扉交換	検査① 材料 寸法 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が申請内容のとおりであること。

573

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-k.外壁更新 (2/2:雨水処理室)	検査① 材料 寸法	AIC(質量気泡コングリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	AIC(質量気泡コングリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。 AIC(質量気泡コングリート)が不燃性材料であること。
検査② 材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	AIC(質量気泡コングリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	AIC(質量気泡コングリート)が不燃性材料であること。
検査③ 埋付	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	鋼板が申請内容のとおりであること。
6-l.鉄扉補強	検査① 材料 寸法 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鋼板及びALC(質量気泡コングリート)に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板及びALC(質量気泡コングリート)に有害な腐及び変形がないこと。
6-m.鉄扉交換	検査① 材料 寸法 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板及びALC(質量気泡コングリート)に有害な腐及び変形がないこと。
6-n.鉄扉交換	検査① 材料 寸法 外観	鋼部補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鋼部補強材の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鋼部補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼部補強材の外形寸法が申請内容のとおりであること。
6-o.鉄扉交換	検査① 材料 寸法 外観	鋼部補強材の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鋼部補強材の外形寸法が申請内容のとおりであること。

573

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改修部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名稱	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-a.柱脚補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。		型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料	鉄骨の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	鉄骨が構造系鋼管かつ国土交通大臣の認定を受けた鋼管材料であること。
	検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
8-b.鉄骨フレース交換補強	検査① 材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
8-c.屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
8-d.間仕切り壁更新	検査① 材料 寸法 外観	石膏ボードの寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの寸法が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査② 材料 寸法 外観	下地材の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	下地材が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査③ 材料 寸法 外観	下地材の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	下地材が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査④ 材料 寸法 外観	石膏ボードの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの寸法が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。

575

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改修部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名稱	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-a.柱脚補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。		型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料	鉄骨の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	鉄骨が構造系鋼管かつ国土交通大臣の認定を受けた鋼管材料であること。
	検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
8-b.屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
8-c.間仕切り壁更新	検査① 材料 寸法 外観	石膏ボードの寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの寸法が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査② 材料 寸法 外観	下地材の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	下地材が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査③ 材料 寸法 外観	石膏ボードの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの寸法が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査④ 材料 寸法 外観	下地材の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	下地材が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。
	検査⑤ 材料 寸法 外観	石膏ボードの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 床表面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの寸法が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な腐食及び変形がないこと。

575

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

80

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
		耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物 名称	工事番号及びG.T.工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐火	耐熱	遮光	断熱
1-n. 柱脚部重石補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体との接合部を充てきるため、柱脚部に鉄筋シャッターの増設を行なう。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-b. 鉄骨ブリース新設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の接合部を充てきるため、柱脚部に鉄筋シャッターを新設する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-c. 鉄骨ブリース交換補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-d. 屋根面鋼骨補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	○	—	—	—
1-e. 柱梁仕口部補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-f. 柱脚部溶接補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-g. 耐火壁追設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
工場 棟 転 換 工 場	1-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-i. 外壁サイディング補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	○	○	—
	1-j. 鉄扉補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-l. 鋼板補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-m. 鋼板新設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-n. 外壁更新	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-o. 折板追設補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-p. 折板張替え補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-q. 天井撤去	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	—	—

凡例

◎：工事の主目的

○：影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物
称	建物の補強工事と各影響評価との関係 (1)
図	図イ建-1-2 (1/4)
番	—

変更後

建物 名稱	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐火	耐熱	遮光	断熱
1-n. 柱脚部重石補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体との接合部を充てきるため、柱脚部に鉄筋シャッターの増設を行なう。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-b. 鉄骨ブリース新設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
1-c. 鉄骨ブリース交換補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—	—
工場 棟 転 換 工 場	1-d. 屋根面鋼骨補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—
	1-e. 柱梁仕口部補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—
	1-f. 柱脚部溶接補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—
	1-g. 耐火壁追設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	○	—	—	—
	1-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-i. 外壁サイディング補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-j. 鉄扉補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-l. 鋼板補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-m. 鋼板新設	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-n. 外壁更新	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-o. 折板追設補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-p. 折板張替え補強	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	○	—
	1-q. 天井撤去	耐震性能向上を目的に基礎地盤と建物本体の既存筋骨材を削除する。	柱脚部の既存筋骨材を削除する。	—	—	—	—

凡例

◎：工事の主目的

○：影響評価をしている項目

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物 名稱	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震化等	火災等	船電等	通航
2-n. 重新設置強 2-h. 墓壇打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」に鉄筋コンクリート製の壁面 を新設する。 耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	② ②	—	—	—	—
2-c. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-d. スラブ増打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-e. 鋼骨アーチ新設	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-f. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	②	—	—	—
2-g. 衛火壁直設	内部火災による延焼防止を目的に「基礎成型工場」へアドバルブ と防炎栓の導入による延焼防止を設ける。	—	—	② (P4部)	—	—
2-h. エキスパンションゾン 2-i. ジリイント改造	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	② ②	○	—	○	—
2-j. 鉄床補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	—	—	○ (P4部)	—	—
2-k. 折板直設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	—	—	○ (P4部)	—	—
2-l. 鋼床交換	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	—	—	○ (P4部)	—	—
3-a. 重新設置補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (P4部)	—	—
3-b. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
3-c. パッタレス新設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (内面)	—	—
3-d. バッタレス新設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (外壁)	—	—
3-e. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
3-f. 外壁更新	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	—	—	—
3-h. 折板張替え補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	○ (P4部)	—	—	—
3-i. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	○ (P4部)	—	—
凡例	◎ : 工事の主目的 ○ : 影響評価をしている項目	注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している	名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	名 称	建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)
			番	図イ建-1-2 (2/4)	番	図イ建-1-2 (2/4)
			—	—	—	—

596

変更後

建物 名稱	工事番号及び工事名稱	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震化等	火災等	船電等	通航
2-n. 重新設置強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」に鉄筋コンクリート製の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-h. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-c. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-d. スラブ増打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-e. 鋼骨アーチ新設	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-f. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
2-g. 衛火壁直設	内部火災による延焼防止を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (P4部)	—	—
2-h. エキスパンションゾン 2-i. ジリイント改造	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	② ②	—	○ (内面)	—	—
2-j. 鉄床補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	○ (外壁)	—	—
2-k. 折板直設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	○ (内面)	—	—
2-l. 鋼床交換	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	○ (P4部)	—	—
3-a. 重新設置補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (P4部)	—	—
3-b. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
3-c. パッタレス新設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (内面)	—	—
3-d. バッタレス新設補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (外壁)	—	—
3-e. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	—	—	—
3-f. 外壁更新	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	—	—	—
3-h. 折板張替え補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	②	—	○ (外壁)	—	—
3-i. 狹幅面鋼打ち補強	耐震化等を目的に「基礎成型工場」と「基礎直立場」の間の壁面 を新設する。	—	—	○ (内面)	—	—
凡例	◎ : 工事の主目的 ○ : 影響評価をしている項目	注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している	名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	名 称	建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)
			番	図イ建-1-2 (2/4)	番	図イ建-1-2 (2/4)
			—	—	—	—

596

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは赤線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物 名称	工事番号及び工事名稱	工事の方法	1.工事の主目的・影響評価			
			耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所
第2階燃 料管	4-a. エキスパンションジョイント改修 4-b. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
管廊	5-a. エキスパンションジョイント改修 5-b. 鉄扉補強	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
管廊	5-c. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-a. 壁新設補強 6-b. 鐵骨打ち補強	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-c. 鉄骨フレース新設 6-f. エキスパンションジョイント改修 6-g. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-h. 鉄扉補強 6-i. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
前室	7-a. 放射線管製造部新設 前室	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	—	—	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

建物 名称	工事番号及び工事名稱	工事の方法	1.工事の主目的・影響評価			
			耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所
第2階燃 料管	4-a. エキスパンションジョイント改修 4-b. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
管廊	5-a. 壁新設補強 5-b. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	—	○	○	○
管廊	6-a. エキスパンションジョイント改修 6-b. 鉄骨打ち補強	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-c. 鉄骨フレース新設 6-f. エキスパンションジョイント改修 6-g. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-h. 鉄扉補強 6-i. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
前室	7-a. 放射線管製造部新設 前室	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	—	—	—	—

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名 工場棟、放射線管理棟、付属建物

称 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)

図 図イ建-1-2 (3/4)

番

—

建物 名称	工事番号及び工事名稱	工事の方法	1.工事の主目的・影響評価			
			耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	耐震診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所
第2階燃 料管	4-a. エキスパンションジョイント改修 4-b. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
管廊	5-a. 壁新設補強 5-b. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	—	○	○	○
管廊	6-a. エキスパンションジョイント改修 6-b. 鉄骨打ち補強	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-c. 鉄骨フレース新設 6-f. エキスパンションジョイント改修 6-g. 外壁更新	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
放射 線管 理 棟	6-h. 鉄扉補強 6-i. 鉄扉交換	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	○	○	○	○
前室	7-a. 放射線管製造部新設 前室	耐電診断箇所における電源供給等のための工事等の施工箇所	—	—	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物 名稱	工事番号及び工事名稱	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の柱脚部を軸筋コンクリートで抜き替換する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを撤去し、新たな底床軟骨フレースに交換する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する
8-a. 住跡補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の柱脚部を軸筋コンクリートで抜き替換する	◎	—	—	—
8-b. 鉄骨フレース交換補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを撤去し、新たな底床軟骨フレースに交換する	◎	—	—	—
8-c. 底床面鋼骨補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	◎	○	—	—
8-d. 間仕切り壁更新		内部火災による延焼防止のために輸送油・分析値本体の底床軟骨フレースを剥離し、新たな底床軟骨フレースに交換する	—	—	◎(内部)	—
除染室	8-e. エキスパンションジョイント改修	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	◎	○	—	—
分析室	8-f. 外壁サイディングシングル補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	○	◎(外部)	○	—
	8-g. 鉄扉補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	—	◎(外部)	—	—
	8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	—	◎(外部)	—	—
	8-i. 折板追設補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	○	◎(外部)	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図イ建-1-2 (4/4)	—

変更後

建物 名稱	工事番号及び工事名稱	工事の主目的	工事の主目的・影響評価			
			耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の柱脚部を軸筋コンクリートで抜き替換する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを撤去し、新たな底床軟骨フレースに交換する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する
8-a. 住跡補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の柱脚部を軸筋コンクリートで抜き替換する	◎	—	—	—
8-b. 鉄骨フレース交換補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを撤去し、新たな底床軟骨フレースに交換する	◎	—	—	—
8-c. 底床面鋼骨補強		耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	◎	○	—	—
8-d. 間仕切り壁更新		内部火災による延焼防止のために輸送油・分析値本体の底床軟骨フレースを剥離し、新たな底床軟骨フレースに交換する	—	—	◎(内部)	—
除染室	8-e. エキスパンションジョイント改修	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	○	○	—	—
分析室	8-f. 外壁サイディングシングル補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	○	◎(外部)	○	—
	8-g. 鉄扉補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	—	◎(外部)	—	—
	8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	—	◎(外部)	—	—
	8-i. 折板追設補強	耐震性強化による目的に於ける、分析値本体の底床軟骨フレースを剥離する	○	◎(外部)	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図イ建-1-2 (4/4)	—

変更理由

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>建物名 区域 位置 図 番</p> <table border="1"> <tr> <td>厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井</td> <td>床</td> </tr> </table> <p>注1) ALC(軽量発泡コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す。 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て1.5mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>	厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床	<p>建物名 区域 位置 図 番</p> <table border="1"> <tr> <td>厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井</td> <td>床</td> </tr> </table> <p>注1) ALC(軽量発泡コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す。 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て1.5mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>	厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床	<p>鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床					
厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由														
<p>建物名稱</p> <table border="1"> <tr> <td>区域</td> <td>区域</td> <td>位置</td> <td>壁(1.1m)</td> <td>壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)</td> <td>屋外(天井)</td> <td>屋外</td> </tr> </table> <p>注1) ALC(軽量発泡コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鋼扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て□mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>	区域	区域	位置	壁(1.1m)	壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)	屋外(天井)	屋外	<p>建物名稱</p> <table border="1"> <tr> <td>区域</td> <td>区域</td> <td>位置</td> <td>壁(1.1m)</td> <td>壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)</td> <td>屋外(天井)</td> <td>屋外</td> </tr> </table> <p>名 称 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図 図イ处-8-1(4/4) 番</p>	区域	区域	位置	壁(1.1m)	壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)	屋外(天井)	屋外	<p>耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
区域	区域	位置	壁(1.1m)	壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)	屋外(天井)	屋外										
区域	区域	位置	壁(1.1m)	壁(3.0m)、柱(2.5m)、柱(2.5m)	屋外(天井)	屋外										

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
SD-1	*6	F3		
SD-2	*6	F3		
SD-3	*2	F3		
SD-4	*2	F3		
SD-5	*1	F3		
SD-220	*6	F3		
SD-7	*2	F3		
SD-8	*2	F3		
SD-9	*2	F3		
SD-10	*2	F3		
SD-11	*1	F3		
SD-12	*6	F3		
SD-14	*2	F3		
SD-15	*2	F3		
SD-16	*1	F3		
SD-17	*6	F3		
SD-18	*1	F1		
SS-19	*3	F1		
SD-20	*1	F1		
SD-21	*1	F3		
SD-22	*1	F3		
SD-65	*2	F3		
SD-66	*1	F3		

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
SD-57	*1	F3		
SD-221	*6	F3		
SD-61	*1	F3		
SD-62	*1	F3		
SD-68	*1	F3		
SD-69	*2	F1		
SS-70	*4	F1		
SD-71	*2	F3		
SD-83	*2	F3		
SD-84	*2	F3		
SD-135	*1	F3		
SD-136-RF	*1	F3		
ガラリ 1	*5	F1		
ガラリ 2	*5	F1		
ガラリ 3	*5	F1		
ガラリ 4	*5	F1		
ガラリ 5	*5	F1		
ガラリ 6	*5	F1		
ガラリ 7	*6	F1		

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。

シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。

*1 换強する鉄扉

*2 交換する鉄扉

*3 换強するシャッタ

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
名	工場棟、放射線管理棟、付属建物			
称	建具表			
図	イ建-12			
番	—			

番号	巻	材料	寸法(mm)※	厚さ	番号	巻	材料	寸法(mm)※	厚さ	番号	巻	材料	寸法(mm)※	厚さ
SD-57	*1	F3			SD-108	*2				SD-109	*2			
SD-221	*6	F3			SD-120	*2				SD-126	*2			
SD-61	*1	F3			SD-131	*2				SD-134	*2			
SD-62	*1	F3			SD-141	*2				SD-150	*2			
SD-68	*1	F3			SD-161	*2				SD-165-2P	*2			
SD-69	*2	F1			SD-165-2P	*2				SD-301-1	*2			
SS-70	*4	F1			SD-301-2	*2				SD-301-3	*2			
SD-71	*2	F3			SD-302	*2				SD-302	*2			
SD-83	*2	F3												
SD-84	*2	F3												
SD-86	*2	F3												
SS-87	*3	F1												
SD-92														
ガラリ 1	*5	F1												
ガラリ 2	*5	F1												
ガラリ 3	*5	F1												
ガラリ 4	*5	F1												
ガラリ 5	*5	F1												
ガラリ 6	*5	F1												
ガラリ 7	*6	F1												

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
名	工場棟、放射線管理棟、付属建物			
称	建具表			
図	イ建-12			
番	—			

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
名	工場棟、放射線管理棟、付属建物			
称	建具表			
図	イ建-12			
番	—			

番号	巻	材料	寸法(mm)※	備考
名	工場棟、放射線管理棟、付属建物			
称	建具表			
図	イ建-12			
番	—			

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更是鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更是消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(1/3)

資料No.	西側面図	北側面図	東側面図	南側面図	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様表No.	設計番号 名称	変更区分																									
表イ建-1	工場棟・転換工場	改造	*21	2.2-1 4.1-1 4.1-2 4.1-3 4.1-4 4.1-5 4.1-6 4.1-7 4.1-8 4.1-9 4.1-10 4.1-11 4.1-12 4.1-13 4.1-14 4.1-15 4.1-16 4.1-17 4.1-18 4.1-19 4.1-20 4.1-21 4.1-22 4.1-23 4.1-24 4.1-25 4.1-26 4.1-27 4.1-28 4.1-29 4.1-30 4.1-31 4.1-32 4.1-33 4.1-34 4.1-35 4.1-36 4.1-37 4.1-38 4.1-39 4.1-40 4.1-41 4.1-42 4.1-43 4.1-44 4.1-45 4.1-46 4.1-47 4.1-48 4.1-49 4.1-50 4.1-51 4.1-52 4.1-53 4.1-54 4.1-55 4.1-56 4.1-57 4.1-58 4.1-59 4.1-60 4.1-61 4.1-62 4.1-63 4.1-64 4.1-65 4.1-66 4.1-67 4.1-68 4.1-69 4.1-70 4.1-71 4.1-72 4.1-73 4.1-74 4.1-75 4.1-76 4.1-77 4.1-78 4.1-79 4.1-80 4.1-81 4.1-82 4.1-83 4.1-84 4.1-85 4.1-86 4.1-87 4.1-88 4.1-89 4.1-90 4.1-91 4.1-92 4.1-93 4.1-94 4.1-95 4.1-96 4.1-97 4.1-98 4.1-99 4.1-100 4.1-101 4.1-102 4.1-103 4.1-104 4.1-105 4.1-106 4.1-107 4.1-108 4.1-109 4.1-110 4.1-111 4.1-112 4.1-113 4.1-114 4.1-115 4.1-116 4.1-117 4.1-118 4.1-119 4.1-120 4.1-121 4.1-122 4.1-123 4.1-124 4.1-125 4.1-126 4.1-127 4.1-128 4.1-129 4.1-130 4.1-131 4.1-132 4.1-133 4.1-134 4.1-135 4.1-136 4.1-137 4.1-138 4.1-139 4.1-140 4.1-141 4.1-142 4.1-143 4.1-144 4.1-145 4.1-146 4.1-147 4.1-148 4.1-149 4.1-150 4.1-151 4.1-152 4.1-153 4.1-154 4.1-155 4.1-156 4.1-157 4.1-158 4.1-159 4.1-160 4.1-161 4.1-162 4.1-163 4.1-164 4.1-165 4.1-166 4.1-167 4.1-168 4.1-169 4.1-170 4.1-171 4.1-172 4.1-173 4.1-174 4.1-175 4.1-176 4.1-177 4.1-178 4.1-179 4.1-180 4.1-181 4.1-182 4.1-183 4.1-184 4.1-185 4.1-186 4.1-187 4.1-188 4.1-189 4.1-190 4.1-191 4.1-192 4.1-193 4.1-194 4.1-195 4.1-196 4.1-197 4.1-198 4.1-199 4.1-200 4.1-201 4.1-202 4.1-203 4.1-204 4.1-205 4.1-206 4.1-207 4.1-208 4.1-209 4.1-210 4.1-211 4.1-212 4.1-213 4.1-214 4.1-215 4.1-216 4.1-217 4.1-218 4.1-219 4.1-220 4.1-221 4.1-222 4.1-223 4.1-224 4.1-225 4.1-226 4.1-227 4.1-228 4.1-229 4.1-230 4.1-231 4.1-232 4.1-233 4.1-234 4.1-235 4.1-236 4.1-237 4.1-238 4.1-239 4.1-240 4.1-241 4.1-242 4.1-243 4.1-244 4.1-245 4.1-246 4.1-247 4.1-248 4.1-249 4.1-250 4.1-251 4.1-252 4.1-253 4.1-254 4.1-255 4.1-256 4.1-257 4.1-258 4.1-259 4.1-260 4.1-261 4.1-262 4.1-263 4.1-264 4.1-265 4.1-266 4.1-267 4.1-268 4.1-269 4.1-270 4.1-271 4.1-272 4.1-273 4.1-274 4.1-275 4.1-276 4.1-277 4.1-278 4.1-279 4.1-280 4.1-281 4.1-282 4.1-283 4.1-284 4.1-285 4.1-286 4.1-287 4.1-288 4.1-289 4.1-290 4.1-291 4.1-292 4.1-293 4.1-294 4.1-295 4.1-296 4.1-297 4.1-298 4.1-299 4.1-300 4.1-301 4.1-302 4.1-303 4.1-304 4.1-305 4.1-306 4.1-307 4.1-308 4.1-309 4.1-310 4.1-311 4.1-312 4.1-313 4.1-314 4.1-315 4.1-316 4.1-317 4.1-318 4.1-319 4.1-320 4.1-321 4.1-322 4.1-323 4.1-324 4.1-325 4.1-326 4.1-327 4.1-328 4.1-329 4.1-330 4.1-331 4.1-332 4.1-333 4.1-334 4.1-335 4.1-336 4.1-337 4.1-338 4.1-339 4.1-340 4.1-341 4.1-342 4.1-343 4.1-344 4.1-345 4.1-346 4.1-347 4.1-348 4.1-349 4.1-350 4.1-351 4.1-352 4.1-353 4.1-354 4.1-355 4.1-356 4.1-357 4.1-358 4.1-359 4.1-360 4.1-361 4.1-362 4.1-363 4.1-364 4.1-365 4.1-366 4.1-367 4.1-368 4.1-369 4.1-370 4.1-371 4.1-372 4.1-373 4.1-374 4.1-375 4.1-376 4.1-377 4.1-378 4.1-379 4.1-380 4.1-381 4.1-382 4.1-383 4.1-384 4.1-385 4.1-386 4.1-387 4.1-388 4.1-389 4.1-390 4.1-391 4.1-392 4.1-393 4.1-394 4.1-395 4.1-396 4.1-397 4.1-398 4.1-399 4.1-400 4.1-401 4.1-402 4.1-403 4.1-404 4.1-405 4.1-406 4.1-407 4.1-408 4.1-409 4.1-410 4.1-411 4.1-412 4.1-413 4.1-414 4.1-415 4.1-416 4.1-417 4.1-418 4.1-419 4.1-420 4.1-421 4.1-422 4.1-423 4.1-424 4.1-425 4.1-426 4.1-427 4.1-428 4.1-429 4.1-430 4.1-431 4.1-432 4.1-433 4.1-434 4.1-435 4.1-436 4.1-437 4.1-438 4.1-439 4.1-440 4.1-441 4.1-442 4.1-443 4.1-444 4.1-445 4.1-446 4.1-447 4.1-448 4.1-449 4.1-450 4.1-451 4.1-452 4.1-453 4.1-454 4.1-455 4.1-456 4.1-457 4.1-458 4.1-459 4.1-460 4.1-461 4.1-462 4.1-463 4.1-464 4.1-465 4.1-466 4.1-467 4.1-468 4.1-469 4.1-470 4.1-471 4.1-472 4.1-473 4.1-474 4.1-475 4.1-476 4.1-477 4.1-478 4.1-479 4.1-480 4.1-481 4.1-482 4.1-483 4.1-484 4.1-485 4.1-486 4.1-487 4.1-488 4.1-489 4.1-490 4.1-491 4.1-492 4.1-493 4.1-494 4.1-495 4.1-496 4.1-497 4.1-498 4.1-499 4.1-500 4.1-501 4.1-502 4.1-503 4.1-504 4.1-505 4.1-506 4.1-507 4.1-508 4.1-509 4.1-510 4.1-511 4.1-512 4.1-513 4.1-514 4.1-515 4.1-516 4.1-517 4.1-518 4.1-519 4.1-520 4.1-521 4.1-522 4.1-523 4.1-524 4.1-525 4.1-526 4.1-527 4.1-528 4.1-529 4.1-530 4.1-531 4.1-532 4.1-533 4.1-534 4.1-535 4.1-536 4.1-537 4.1-538 4.1-539 4.1-540 4.1-541 4.1-542 4.1-543 4.1-544 4.1-545 4.1-546 4.1-547 4.1-548 4.1-549 4.1-550 4.1-551 4.1-552 4.1-553 4.1-554 4.1-555 4.1-556 4.1-557 4.1-558 4.1-559 4.1-560 4.1-561 4.1-562 4.1-563 4.1-564 4.1-565 4.1-566 4.1-567 4.1-568 4.1-569 4.1-570 4.1-571 4.1-572 4.1-573 4.1-574 4.1-575 4.1-576 4.1-577 4.1-578 4.1-579 4.1-580 4.1-581 4.1-582 4.1-583 4.1-584 4.1-585 4.1-586 4.1-587 4.1-588 4.1-589 4.1-590 4.1-591 4.1-592 4.1-593 4.1-594 4.1-595 4.1-596 4.1-597 4.1-598 4.1-599 4.1-600 4.1-601 4.1-602 4.1-603 4.1-604 4.1-605 4.1-606 4.1-607 4.1-608 4.1-609 4.1-610 4.1-611 4.1-612 4.1-613 4.1-614 4.1-615 4.1-616 4.1-617 4.1-618 4.1-619 4.1-620 4.1-621 4.1-622 4.1-623 4.1-624 4.1-625 4.1-626 4.1-627 4.1-628 4.1-629 4.1-630 4.1-631 4.1-632 4.1-633 4.1-634 4.1-635 4.1-636 4.1-637 4.1-638 4.1-639 4.1-640 4.1-641 4.1-642 4.1-643 4.1-644 4.1-645 4.1-646 4.1-647 4.1-648 4.1-649 4.1-650 4.1-651 4.1-652 4.1-653 4.1-654 4.1-655 4.1-656 4.1-657 4.1-658 4.1-659 4.1-660 4.1-661 4.1-662 4.1-663 4.1-664 4.1-665 4.1-666 4.1-667 4.1-668 4.1-669 4.1-670 4.1-671 4.1-672 4.1-673 4.1-674 4.1-675 4.1-676 4.1-677 4.1-678 4.1-679 4.1-680 4.1-681 4.1-682 4.1-683 4.1-684 4.1-685 4.1-686 4.1-687 4.1-688 4.1-689 4.1-690 4.1-691 4.1-692 4.1-693 4.1-694 4.1-695 4.1-696 4.1-697 4.1-698 4.1-699 4.1-700 4.1-701 4.1-702 4.1-703 4.1-704 4.1-705 4.1-706 4.1-707 4.1-708 4.1-709 4.1-710 4.1-711 4.1-712 4.1-713 4.1-714 4.1-715 4.1-716 4.1-717 4.1-718 4.1-719 4.1-720 4.1-721 4.1-722 4.1-723 4.1-724 4.1-725 4.1-726 4.1-727 4.1-728 4.1-729 4.1-730 4.1-731 4.1-732 4.1-733 4.1-734 4.1-735 4.1-736 4.1-737 4.1-738 4.1-739 4.1-740 4.1-741 4.1-742 4.1-743 4.1-744 4.1-745 4.1-746 4.1-747 4.1-748 4.1-749 4.1-750 4.1-751 4.1-752 4.1-753 4.1-754 4.1-755 4.1-756 4.1-757 																							

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

仕様書番号		設計番号	実現区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表ト建-1-1	放射線管理機器	非常用遮蔽設備 加工設備	実現なし	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 屋外消火栓	実現なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		消火設備 消火器	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		自動火災警知設備 火災感知設備	増設及び改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表ト建-1-2	放射線管理機器	自動火災警知設備 警報設備	実現なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 非常用照明	実現なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 誘導灯	実現なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(2) 壁(内部溢水止水用) 新設	新設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表ト建-1-3	防染室 分析室	非常用通報設備 放送設備	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		有火設備 屋外消火栓	実現なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		消火設備 消火栓	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		自動火災警知設備 大火感知設備	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 非常用照明	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 誘導灯	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		緊急対策設備(2) 壁(内部溢水止水用) 新設	新設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注1: 施管区域から表2施管区域へ管理区域区分を実現

注2: 工場廻立工場の溢水防護設備4Cに容積管理装置を含む

注3: 容積管理装置のみ含む

注4: 放射線管理機器前室は避難口のみ設置

注5: 施管区域である放射線管理機器物一時貯蔵所のシャッタ解説時に貯蔵を挙げ

*1: 壁に設置する感知器と感測装置は次回以降申請

*2: 各建物に設置する飛散防止用防護ネットは次回以降申請

*3: 工場廻立工場に新設する器具(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)

*4: 工場廻立工場に新設する器具(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)

*5: 付属建物や容器管理に新設する器具(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)

*6: 付属建物や容器管理に新設する器具(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)

*7:

*8:

*9:

*10:

*11:

*12:

*13:

*14:

*15:

*16:

*17:

*18:

*19:

*20:

*21:

*22:

*23:

*24:

*25:

*26:

*27:

*28:

*29:

*30:

*31:

*32:

*33:

*34:

*35:

*36:

*37:

*38:

*39:

*40:

*41:

*42:

*43:

*44:

*45:

*46:

*47:

*48:

*49:

*50:

*51:

*52:

*53:

*54:

*55:

*56:

*57:

*58:

*59:

*60:

*61:

*62:

*63:

*64:

*65:

*66:

*67:

*68:

*69:

*70:

*71:

*72:

*73:

*74:

*75:

*76:

*77:

*78:

*79:

*80:

*81:

*82:

*83:

*84:

*85:

*86:

*87:

*88:

*89:

*90:

*91:

*92:

*93:

*94:

*95:

*96:

*97:

*98:

*99:

*100:

*101:

*102:

*103:</div

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)														変更理由						
造物 名前 用 所	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 幅×、高さ	基番号	工事 内蔵 断 面	三 条	四 条	五 条 の 二	五 条 の 四			五 条 の 五	七 条	八 条	備考				
							内 部 火 災 防 止 一 次 設 置 行 は れ る よ う に す る 方 向	新 設 行 は れ る よ う に す る 方 向												
工場棧橋兼上蓋本体	1階外壁	東側(2通り) (転換加工と屋外との境界) (J-3通り間)	外壁 管理区分境界 火災防除界 防水防腐区間界 F3電気防爆ライン	サイディング(外側) ALC(内側) 鉄扉(SD-9) 窓	表1-3-1 建物の各部位の有する安全機能(転換工場) (1/7)	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	電巻時のALCの閉じ込み機能維持のために設置		
						新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
						断面 図イ-3-2 交換	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
		西側(1通り) (什器設置室/廃棄物保管室/タックン室/工作室 /転換加工と成形/立会工場との境界) (J-2通り間)	他の建物との境界 管理区分境界 火災防除界 防水防腐区間界 F3電気防爆ライン	石膏ボード/鋼板(内側) 鉄扉(SD-5) RC(成形/立会工場の壁)(外側) 鉄扉(13) 表1-20(成形と2通り) 表1-18(成形と火災 防除工場)		新設	-	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	航空機庫下火災対応の独立性を確保するために石膏ボードを設置		
						新設	-	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	成型工場箇の原と成形庫になっている	
						断面 図ハ-1 床木端-1	新設	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	成形/立会工場と共に他の建物(成形、立会工場)で構成する建物の閉じ込み機能を有する内側火災、断面一次火災、断面火災の程度、断面二次火災、航空機庫下火災の◎は、成形/立会工場の要求機能
		東側(1通り) (原料倉庫/荷役室と屋外との境界) (J-2通り間)	外壁 管理区分境界 火災防除界 防水防腐区間界 F3電気防爆ライン	ALC(4-10) 鋼板(内側) 断熱材(ALCと鋼板の間) 鉄扉(SD-10) 窓		新設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	成形工場と共に内側火災、航空機庫下火災の◎は、成形工場の要求機能	
						新設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	通路で原料倉庫室内コンクリート柱間も考慮 ALCの壁の厚さは12.5cm、隔壁部のコンクリート厚さは180mmであるため、計30.5cmとなる。	
						新設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	電巻時のALCの閉じ込み機能維持のために設置	
	北側 (2通り)	原料倉庫(第1種管理区域)と前庭 (第2種管理区域)との境界 (J-14通り間)	管理区分境界 火災防除界 防水防腐区間界 F3電気防爆ライン	新設 断面 図イ-1: 壁面以降非燃 新設 断面 図イ-2: 壁面以降非燃 新設 断面 図イ-3 新設 断面 図イ-4 新設 断面 図イ-5 新設 断面 図イ-6 新設 断面 図イ-7 新設 断面 図イ-8 新設 断面 図イ-9 新設 断面 図イ-10 新設 断面 図イ-11 新設 断面 図イ-12 新設 断面 図イ-13 新設 断面 図イ-14 新設 断面 図イ-15 新設 断面 図イ-16 新設 断面 図イ-17 新設 断面 図イ-18 新設 断面 図イ-19 新設 断面 図イ-20 新設 断面 図イ-21 新設 断面 図イ-22 新設 断面 図イ-23 新設 断面 図イ-24 新設 断面 図イ-25 新設 断面 図イ-26 新設 断面 図イ-27 新設 断面 図イ-28 新設 断面 図イ-29 新設 断面 図イ-30 新設 断面 図イ-31 新設 断面 図イ-32 新設 断面 図イ-33 新設 断面 図イ-34 新設 断面 図イ-35 新設 断面 図イ-36 新設 断面 図イ-37 新設 断面 図イ-38 新設 断面 図イ-39 新設 断面 図イ-40 新設 断面 図イ-41 新設 断面 図イ-42 新設 断面 図イ-43 新設 断面 図イ-44 新設 断面 図イ-45 新設 断面 図イ-46 新設 断面 図イ-47 新設 断面 図イ-48 新設 断面 図イ-49 新設 断面 図イ-50 新設 断面 図イ-51 新設 断面 図イ-52 新設 断面 図イ-53 新設 断面 図イ-54 新設 断面 図イ-55 新設 断面 図イ-56 新設 断面 図イ-57 新設 断面 図イ-58 新設 断面 図イ-59 新設 断面 図イ-60 新設 断面 図イ-61 新設 断面 図イ-62 新設 断面 図イ-63 新設 断面 図イ-64 新設 断面 図イ-65 新設 断面 図イ-66 新設 断面 図イ-67 新設 断面 図イ-68 新設 断面 図イ-69 新設 断面 図イ-70 新設 断面 図イ-71 新設 断面 図イ-72 新設 断面 図イ-73 新設 断面 図イ-74 新設 断面 図イ-75 新設 断面 図イ-76 新設 断面 図イ-77 新設 断面 図イ-78 新設 断面 図イ-79 新設 断面 図イ-80 新設 断面 図イ-81 新設 断面 図イ-82 新設 断面 図イ-83 新設 断面 図イ-84 新設 断面 図イ-85 新設 断面 図イ-86 新設 断面 図イ-87 新設 断面 図イ-88 新設 断面 図イ-89 新設 断面 図イ-90 新設 断面 図イ-91 新設 断面 図イ-92 新設 断面 図イ-93 新設 断面 図イ-94 新設 断面 図イ-95 新設 断面 図イ-96 新設 断面 図イ-97 新設 断面 図イ-98 新設 断面 図イ-99 新設 断面 図イ-100 新設 断面 図イ-101 新設 断面 図イ-102 新設 断面 図イ-103 新設 断面 図イ-104 新設 断面 図イ-105 新設 断面 図イ-106 新設 断面 図イ-107 新設 断面 図イ-108 新設 断面 図イ-109 新設 断面 図イ-110 新設 断面 図イ-111 新設 断面 図イ-112 新設 断面 図イ-113 新設 断面 図イ-114 新設 断面 図イ-115 新設 断面 図イ-116 新設 断面 図イ-117 新設 断面 図イ-118 新設 断面 図イ-119 新設 断面 図イ-120 新設 断面 図イ-121 新設 断面 図イ-122 新設 断面 図イ-123 新設 断面 図イ-124 新設 断面 図イ-125 新設 断面 図イ-126 新設 断面 図イ-127 新設 断面 図イ-128 新設 断面 図イ-129 新設 断面 図イ-130 新設 断面 図イ-131 新設 断面 図イ-132 新設 断面 図イ-133 新設 断面 図イ-134 新設 断面 図イ-135 新設 断面 図イ-136 新設 断面 図イ-137 新設 断面 図イ-138 新設 断面 図イ-139 新設 断面 図イ-140 新設 断面 図イ-141 新設 断面 図イ-142 新設 断面 図イ-143 新設 断面 図イ-144 新設 断面 図イ-145 新設 断面 図イ-146 新設 断面 図イ-147 新設 断面 図イ-148 新設 断面 図イ-149 新設 断面 図イ-150 新設 断面 図イ-151 新設 断面 図イ-152 新設 断面 図イ-153 新設 断面 図イ-154 新設 断面 図イ-155 新設 断面 図イ-156 新設 断面 図イ-157 新設 断面 図イ-158 新設 断面 図イ-159 新設 断面 図イ-160 新設 断面 図イ-161 新設 断面 図イ-162 新設 断面 図イ-163 新設 断面 図イ-164 新設 断面 図イ-165 新設 断面 図イ-166 新設 断面 図イ-167 新設 断面 図イ-168 新設 断面 図イ-169 新設 断面 図イ-170 新設 断面 図イ-171 新設 断面 図イ-172 新設 断面 図イ-173 新設 断面 図イ-174 新設 断面 図イ-175 新設 断面 図イ-176 新設 断面 図イ-177 新設 断面 図イ-178 新設 断面 図イ-179 新設 断面 図イ-180 新設 断面 図イ-181 新設 断面 図イ-182 新設 断面 図イ-183 新設 断面 図イ-184 新設 断面 図イ-185 新設 断面 図イ-186 新設 断面 図イ-187 新設 断面 図イ-188 新設 断面 図イ-189 新設 断面 図イ-190 新設 断面 図イ-191 新設 断面 図イ-192 新設 断面 図イ-193 新設 断面 図イ-194 新設 断面 図イ-195 新設 断面 図イ-196 新設 断面 図イ-197 新設 断面 図イ-198 新設 断面 図イ-199 新設 断面 図イ-200 新設 断面 図イ-201 新設 断面 図イ-202 新設 断面 図イ-203 新設 断面 図イ-204 新設 断面 図イ-205 新設 断面 図イ-206 新設 断面 図イ-207 新設 断面 図イ-208 新設 断面 図イ-209 新設 断面 図イ-210 新設 断面 図イ-211 新設 断面 図イ-212 新設 断面 図イ-213 新設 断面 図イ-214 新設 断面 図イ-215 新設 断面 図イ-216 新設 断面 図イ-217 新設 断面 図イ-218 新設 断面 図イ-219 新設 断面 図イ-220 新設 断面 図イ-221 新設 断面 図イ-222 新設 断面 図イ-223 新設 断面 図イ-224 新設 断面 図イ-225 新設 断面 図イ-226 新設 断面 図イ-227 新設 断面 図イ-228 新設 断面 図イ-229 新設 断面 図イ-230 新設 断面 図イ-231 新設 断面 図イ-232 新設 断面 図イ-233 新設 断面 図イ-234 新設 断面 図イ-235 新設 断面 図イ-236 新設 断面 図イ-																

変更後												変更理由																							
												(1/2) 参照																							
表1-3-1 建物の各部位の有する安全機能（転換工場） (1/7)																																			
建物名	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	回番号	工事内 部界	三条 内 外 火 災	四条 内 外 水 災	五条の二 内 外 火 災	六条 P 3 火 災 警 報 器 等	七条 P 3 火 災 警 報 器 等	八条 P 3 火 災 警 報 器 等	備考																					
工場構造工場本体	1 階外壁	東側 (26通り) (転換加工室と屋外との境界) (L=6通り間)	外壁 管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) ALC (内側) 鉄扉 (SD-9) 壁8																															
		南側 (L通り) (付帯設備室/荷物処理室/チェックング室/工作室/転換加工室と屋外との境界) (19-26通り間)	他の建物との境界 管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界	石膏ボード/鋼板(内側) 鉄扉 (3基) RC (成型/組立工場の壁) 外側)																															
		西側 (13通り) (原料倉庫/付帯設備室と屋外との境界) (1-6通り間)	外壁 管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界 F3電巻防護ライン	ALC(外側) 鋼板(内側) 断熱材 (ALCと鋼板の間) 鉄扉 (SD-10) 壁4																															
北側 (6通り)	原料倉庫 (第1種管理区域) と前庭 (第2種管理区域) との境界 (13-14通り間)	管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鋼板																																
	転換加工室/原料倉庫と屋外との境界 (14-16通り間)	外壁 管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) ALC (内側) 鉄扉 (SD-3) 壁7																																
	転換加工室と第2種燃料庫本体との 境界 (16-19通り間)	他の建物との境界 火災区境界 浸水防護区画境界	ALC																																
	転換加工室と第2種燃料庫前室との 境界 (19-20通り間)	他の建物との境界 火災区境界	ALC																																
	転換加工室/分光分析室と染色室・分 析室との境界 (20-26通り間)	他の建物との境界 火災区境界	ALC																																
屋根 (東側 1階建て部) (24-26通り間)	屋根	管理区境界 火災区境界 浸水防護区画境界	上側折板 下側折板																																
関連図番号																																			
(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。																																			
*両開き鉄扉のうち、一方の扉は撤去し、新設する。もう一方の扉は既設のままである。																																			
全体平面図 図イ-14 壁・建具位置/材料/寸法図 サイディングの図 図イ-17 サイディング位置 図イ-19 サイディング補強位置 図イ-21 サイディング補強位置 図イ-25-30、32-41 壁サイディング位置(立面図) 図イ-42-44 壁サイディング下地構造 鉄扉/シャッターの図 図イ-12 建具 図イ-13 建具補強 屋根折板図 図イ-17 屋根折板油腔位置 図イ-23 上側折板油腔位置																																			
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。																																			